

## 提出書類チェック表

## ＜変更届＞

年 月 日

(届出者 )

番号	有無	名 称	備 考
1		解体業者変更届出書	様式第7(規則第58条関係)
2		誓約書	解体業者が法第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約する書面
3		本籍地が記載された住民票の写し	解体業者が個人の場合で氏名、住所に変更があったとき。
		申請書(届出書)に係る証書	
4		役員等新旧対照表	解体業者が法人の場合で、役員の変更があったとき。
5		定款又は寄付行為	解体業者が法人の場合で、名称及び住所、代表者の氏名のいずれかの変更があったとき。
		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
6		解体業の用に供する施設の平面図等 施設の所有権もしくは使用権を証する書類	事業所の名称、所在地に変更があったとき。 事業の用に供する施設が変更となったとき。
7		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	解体業者が法人で、役員の変更があったとき。
		役員(変更に係る役員であって、かつ、就任した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	
		申請書(届出書)に係る証書	
8		使用人(変更に係る使用人であって、かつ、追加した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	使用人(本店若しくは支店の代表者又は廃棄物処理に係る契約締結権限を有する者の代表者)の変更があったとき。
		申請書(届出書)に係る証書	
9		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し	解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合で、法定代理人の氏名又は住所に変更があったとき。
		法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	
10		法定代理人の定款又は寄付行為	解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき。
		法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
		法定代理人の役員(変更に係る役員であって、かつ、就任した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	
		法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	
11		法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、法定代理人の役員に関する事項に変更があったとき。
		解体業者の有する株式数、出資額を記載した書類	
		・個人株主(変更に係る株主であって、かつ、追加した者に限る。);本籍地が記載された住民票の写し ・個人株主;申請書(届出書)に係る証書 ・法人株主(変更に係る株主であって、かつ、追加した法人に限る。):登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
12		標準作業書の変更部分	標準作業書記載事項の変更

※書類は2部(標準作業書の変更の場合は、標準作業書の変更部分のみ3部)提出してください。  
そのうち1部は写しでかまいません。

※登記簿謄本、住民票の写し等は、届出日の3ヶ月前以降に発行されたものとする。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。